

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団翌檜会が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になったものに対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 1 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 2 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 3 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 4 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、エルダービレッジグループホームとする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護職員を兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名（介護職員を兼務 2名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。
- ③ 介護職員（管理者含）15名（常勤10名（内、兼務（計画作成担当者）2名）、非常勤5名、）
- ④ 看護職員1名（非常勤）

介護・看護職員は、入居者に対し日常的な健康管理及び、必要な介護及び支援を行う（介護計画に基づき、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する）。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下予防介護計画）を作成する。

- ① 予防介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- ② 入居者に対し、予防介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額、認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険負担割合証に記載の割合とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- | | |
|--|--|
| ① 家賃 | 65,000 円／月 |
| ② 食費 | 朝 264 円 /日
昼 428 円 /日
夕 395 円 /日 |
| ③ 水道光熱費 | 実 費 |
| ④ その他、日常生活で必要となる費用で入居者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |
| ⑤ 共益費 | 8,000 円／月 |

- 2 ホームの器物損壊、居室の破損・汚損の負担や残留物処分負担金を敷金から差引き、返却とすることがある。
- 3 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用またはその家族に説明し同意を得て徴収する。
- 4 入院等の場合は、家賃を除き日割とする。また入退去の場合は、家賃を含め日割とする。
- 5 ①、③、⑤について、月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 6 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条

- ① 本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- ② 従業者であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らす事のないよう、必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第12条 本事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(苦情処理)

第13条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、事業者等に連絡を取るとともに必要な措置を講じ、その事故の状況および取った処置について記録する。また、記録はサービスの提供が完了した日から5年間保存するものとする。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(損害賠償)

第15条 入居者に対する予防介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- ① 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条

- ① 指定予防介護認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- ② 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- ③ 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
 - (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会等の開催、指針整備等）

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 1 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。 避難訓練 年2回（5月、10月）
- 2 火災は、①スプリンクラー、②自動火災報知設備、③消火器、④消防機関へ通報する火災報知設備を設置。
- 3 日頃から安全管理を徹底し、災害発生時の避難経路や緊急時の対応の確認などの安全点検に努めるものとする。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。
- 5 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

(緊急時における対応策)

第18条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。当事業所は、下記の施設と連携をする事とする。

(1) 医療法人社団 翠檜会 さとうクリニック

(住所) 〒651-2233 神戸市西区櫛谷町福谷 882 TEL:078-996-0180

(2) 医療法人社団 榎林歯科

(住所) 明石市朝霧南町 3丁目 13-12 TEL:078-911-5597

(地域との連携等)

第19条

- 1 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等とし、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第20条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため委員会を設置し定期的に開催し、その結果を従業者へ周知徹底を図る
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施する
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備する
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第21条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条第2項の運営推進会議に報告する。

(その他運営についての重要事項)

第22条

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、サービス完結から5年間の保存管理を行う。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業者の管理者とが協議に基づき定めるものとする。

【附 則】

この規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日改定。

この規定は、一部を改定し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、一部を改訂し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、一部を改訂し、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、一部を改訂し、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。